

平成 30 年度第 1 回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 平成 30 年 11 月 22 日（木）午後 2 時～午後 3 時

開催場所 善通寺市役所 3 階 大会議室

出席委員 松前 美津枝 坂本 光男 藤田 諭史
藤澤 孝男 香川 宗寛
高畑 光宏 吉井 睨 大西 稔

欠席委員 杉本 多加誌

事務局	保健福祉部長	岸上 博
	市民生活部長	加藤 光宏
	保健課長	坂本 修治
	税務課長	光家 利春
	保健課課長補佐	北谷 真有美
	保健課係長	長尾 瑞穂
	保健課係長	小河 啓二
	税務課主事	中塚 貴則
	保健課保健師	松本 昌子
	保健課主事	山下 直記

議事 (1) 報告事項

平成 29 年度特別会計国民健康保険決算について
平成 29 年度特定健康診査等の実績について

(2) その他

かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」について

議事録

(事務局)

ただ今から、平成 30 年度第 1 回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

日ごろは、本市の国民健康保険事業に対して、御理解と御協力をいただきありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきありがとうございます。私は、保健課長の坂本です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、報告事項が「平成 29 年度特別会計国民健康保険決算について」と「平

成 29 年度特定健康診査等の実績について」の 2 件、その他の事項として「かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」について」1 件ございます。御審議をよろしくお願いいたします。

まず、はじめに、高畑会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

本運営協議会の会長の高畑です。本日は、皆さん大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。前回の会議では、今年度から国民健康保険制度の改革により国民健康保険の運営は香川県が保険財政運営の責任主体となる、いわゆる広域化に伴い、税率の改正及び本市の保健事業の柱となる「第 3 期善通寺市特定健康診査等実施計画」「第 2 期データヘルス計画」についての諮問を受け審議を重ねてまいりました。委員の皆さまからは、それぞれの代表として積極的な御意見をちょうだいしましたが、本市も他の保険者と同様に国民健康保険の広域化が円滑にスタートできたと思っております。これも、皆さまの国民健康保険事業に対する熱意の現れであるとお礼を申し上げます。

本運営協議会は、本市の国民健康保険被保険者が公平かつ、安心して本制度を利用でき、国保事業が健全に運営できますように、御助言していきたいと考えておりますので、各委員の皆様も御協力お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

次に、本来なら、市長がまいりまして御挨拶を申し上げるところですが、あいにく公務のため、保健福祉部長が御挨拶を申し上げます。

(保健福祉部長)

保健福祉部長の岸上です。本日は、委員の皆様方にはお忙しいところ、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。常日頃は市政全般に渡り、また国民健康保険事業に対し、格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先程高畑会長さんより申されました、国民健康保険の広域化に際して本運営委員会からのさまざまな御意見をいただき、スタートから約 8 ヶ月が経過しております。懸念された税額については、県から示された税率を十分検討し、激変が無いよう前年度と変わらない調定額に抑えることができましたが、まだ広域化は始まったところで、スケールメリットがまだ見えてきておりません。おそらく税率についても、近い将来、県下統一になると思いますが、本市は県下でも医療費が高いということもあり、それに向けて、医療費の削減が大きな命題となっております。現在、まだ予算計上の段階ではありますが、各種検診の自己負担額の軽減を図り、市民の方にたくさん検診に行っていただけるように計画をしています。また、乳がん検診についても、検診年齢を 30 歳に引き下げること検討しております。

今日は、平成 29 年度の決算及び特定検診等の実績について御協議いただくとともに、先般、新聞報道にもありました、香川県が事業主体となり行う、かがわ健康ポイント事

業「マイチャレかがわ！」についても御説明させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日の会議につきましては、運営協議会委員 9 名のうち、保険医又は保険薬剤師を代表する委員の杉本委員が都合により欠席ですが、出席者が委員の区分ごとにそれぞれ過半数を超えておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第 7 条により有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、規則第 8 条第 1 項の規定により会長にお願いします。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。

まず、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。本日の会議の署名委員につきましては、藤田委員と吉井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、報告事項 1 点目の平成 29 年度特別会計国民健康保険決算について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、平成 29 年度特別会計国民健康保険決算の歳入についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

1 国民健康保険税 6 億 4,680 万 7,838 円であり、前年度と比べ約 1,930 万円の減となっています。これは、世帯数と被保険者数の減少によるものです。

2 使用料及び手数料 32 万 2,700 円であり、これは国保税の督促手数料です。

3 国庫支出金 7 億 3,015 万 6,557 円であり、主なものは一般被保険者の医療費の支給に対する国が定率で負担する財政調整交付金があり、前年度と比べ約 1,200 万円の減となっています。一方、療養給付費等負担金は、増額となっており、それに伴い、国庫支出金全体では増加となっております。

4 療養給付費等交付金 4,527 万 6,680 円であり、療養給付費等交付金とは退職被保険者の医療給付に要する費用の交付金のことであり、前年度と比べ約 4,140 万円の減となっています。これは、退職被保険者の減少によるものです。

5 共同事業交付金 8 億 3,929 万 3,355 円であり、前年度と比べ約 850 万円の減となっています。これは、医療費について香川県内の各市町がお金を出し合って共同で負担する事業ですが、一般被保険者の医療費減少に伴い、減少したものです。

6 県支出金 1 億 4,997 万 1,348 円であり、主なものは一般被保険者の医療費に対する県からの交付金です。

7 諸収入 1,350 万 1,091 円であり、主なものは第三者納付金があり、これは交通事故等により国保を使って治療を受けた場合における損害賠償金のことです。

8 繰入金 2 億 8,202 万 1,752 円であり、これは一般会計から特別会計国民健康保険への繰入金であり、繰上充用分等の補てんを目的としたその他繰入金については、500 万円の繰入を行いました。

12 前期高齢者交付金 13 億 1,370 万 9,555 円であり、これは前期高齢者が多い国保においては、被用者保険と比べて医療費の負担が大きいいため、交付される交付金のことです。

歳入合計 40 億 2,109 万 876 円です。

続きまして歳出ですが、2 ページをご覧ください。

1 総務費 2,320 万 6,922 円

2 保険給付費 25 億 2,630 万 8,142 円であり、前年度と比べ約 5,300 万円の減となっています。

3 老人保健拠出金 8,616 円

4 共同事業拠出金 8 億 5,519 万 7,141 円であり、前年度と比べ約 3,300 万円の減となっています。一般被保険者の医療費減少に伴い、減少したものです。

5 保健事業費 2,707 万 1,839 円であり、主なものは特定健診の委託料です。

7 諸支出金 1,025 万 3,286 円であり、主なものは前年度の国の負担金の返還金です。

8 介護納付金 1 億 3,072 万 2,443 円

9 後期高齢者支援金等 3 億 8,084 万 3,878 円

介護納付金と後期高齢者支援金は、介護保険と後期高齢者医療の財源にするための負担金です。

11 前期高齢者納付金等 139 万 9,988 円

12 前年度繰上充用金 436 万 9,490 円です。これは平成 28 年度の赤字額です。通常なら、平成 28 年度の歳出は平成 28 年度の歳入を充てますが、決算により赤字が生じたので、平成 29 年度歳入により補てんしています。

歳出合計 39 億 5,938 万 1,745 円であり、歳入歳出の差引 6,170 万 9,131 円の黒字となりました。

この黒字は、前年度繰越金として平成 30 年度予算の歳入に計上する予定です。

以上で、平成 29 年度特別会計国民健康保険決算の報告を終わります。

(会長)

ただいま事務局から平成 29 年度特別会計国民健康保険決算について説明がありましたが、質疑をお受けしたいと思います。

(質疑なし)

ないようですので、質疑を終結したいと思います。

それでは続きまして報告事項 2 点目の平成 29 年度特定健康診査等の実績について事

務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは特定健康診査の実績について御説明します。

4 ページをご覧ください。平成 29 年度の特定健診は男性が対象者 2,309 人のうち 871 人が受診し、受診率は 37.7%、女性は対象者 2,595 人のうち 1,208 人が受診し、受診率は 46.6% で、合計の受診率は 42.4% でした。

下段のグラフは、平成 30 年 10 月 14 日現在集計の県内市町の受診率のグラフです。香川県の平均受診率は 43.3% であり、善通寺市は県内 7 位で少しずつ受診率が上がってきています。

次に、平成 29 年度の特定健診未受診者勧奨についてまとめました。平成 29 年度は、はがきによる受診勧奨と業者に委託して電話による受診勧奨を実施しました。

5 ページをご覧ください。はがきによる受診勧奨の対象者は、平成 27 年度に健診を受診したが、平成 28 年度が未受診の 60 歳～69 歳の方で、生活習慣病によるレセプト情報のない方、62 人に送付した結果、18 人の方が受診されました。割合としては 29% です。

6 ページをご覧ください。電話による受診勧奨の対象者は、平成 28 年度未受診の 40 歳～59 歳の方で、電話番号が判明し、除外者・番号相違を除いた 465 人に実施しましたが、受診勧奨できた方は、本人 159 人と家族等 93 人を合わせた 252 人で、54.2% でした。

内訳としては、男女合わせて、既に受診していた方が 4 人、受診意向を示された方が 63 人、受診意向が明確ではない方が 61 人、受診意向がない方が 87 人でした。表にはありませんが、資格喪失と回答した方は 37 人でした。

受診意向がない方 87 人の理由は、7 ページの表をご覧ください。一番下のその他には、訪問診療や透析の治療を受けていたり、指定難病の治療を受けている、精神的な原因で外出困難であるといった理由があげられています。電話による受診勧奨は管理栄養士又は保健師の資格を持っている方を条件とすることで、電話口での相談にも対応することができました。

受診率の低い若年層に電話による受診勧奨をすることで、受診しない理由を直接聞くことができ、今後の受診勧奨の仕方についての資料とすることもできました。

電話勧奨による受診率は、本人もしくは家族等に受診勧奨ができた 252 人中、67 人が受診し、割合としては 27% でした。

また、平成 30 年度も電話による勧奨と、はがきでの受診勧奨を実施しております。

(会長)

ただいま事務局から平成 29 年度特定健診等の実績について説明がありましたが、質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

特定検診の受診率ですが、グラフでは県平均が 43.3% となっていますが、全ての市町の受診率を平均すると 42.4% になります。何か計算方法があるのでしょうか。

(事務局)

これは、全市町の検診受診対象者を母数として算出しているため、全市町のパーセントの平均とは異なる数値になります。

(委員)

まんのう町や綾川町のように、受診率の高いところから参考にできるとことはありませんか。

(事務局)

集団検診を実施しているところは受診率が高い傾向がありますが、本市では特定健診に関して、集団検診を実施していないので受診率は伸び悩んでいます。はがきや電話による受診勧奨を行い受診率が上がるよう取り組んでおり、他市町の状況を参考にしながら実施していきたいと思います。

(会長)

他に御質問、御意見等はございませんか。

ないようですので、質疑を終結したいと思います。以上をもって、議事、報告事項を終結いたします。

続きまして、その他、かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料9ページをお開きください。この事業は、県民の日々の健康づくりの取り組みや成果、健康診断など受診や社会参加に対し、インセンティブ策を設けることにより、特に若い世代や健康無関心層が楽しみながら継続的に健康作りを実践するしくみを官民協働で作し、県全体で健康づくりを後押しする環境を推進するものです。

実施期間は本年度については来月12月1日から、来年3月1日までで、参加対象は小学生以上の香川県民と幅広いものとなっており、参加方法として、スマートフォンを利用したアプリ版と、手書きで行う記録シート版があり、どちらでも取り組むことが可能です。

アプリ版は、スマートフォンに一定健康ポイント数がたまれば、自動的にスマホに協力店でサービスが受けられるマイチャレカードが表示され、抽選応募フォームにつながります。記録シート版は、県広報誌12月号で全戸配付されますが、ホームページからもダウンロードできます。記入後は、保健課で確認作業等を行い、マイチャレカードを発行し抽選応募はがきを配付します。

次に、15、16ページの記録シートについてご説明いたします。上段に、運動の目標、食事の目標、その他の目標を設定し記録用紙に記載します。自分で立てた目標を達成した場合、ポイントを記入します。また、その裏面16ページ、健康診断受診や社会参加等、最大4回まで記入できます。それぞれに健康ポイントを付与し、その合計が一定の

ポイント数を獲得した人は、資料 14 ページ、特典 1、得点ごとの 3 ランクのビギナー・プロ・スターの「マイチャレカード」を窓口でお渡しし、これを協力店で提示して、カードの発行日から 6 ヶ月特典を受けることができます。特典は 3 段階で共通です。

また、さらに、ごほうび抽選会応募はがきにより賞品抽選に参加できる仕組みとなっております。その賞品は、資料 14 ページ、特典 2 に ビギナーコース・プロコース・スターコースに記載しております。特典は 3 段階でランクアップします。

抽選応募はがきの締め切りは 3 月 13 日で、主催者で厳正に抽選され、平成 31 年 3 月末事務局から発送の予定です。

健康ポイント事業は、本年度は 12 月から 3 月 1 日までの実施ですが、広報 12 月号でも周知し、この事業を通じて市民の健康意識の向上につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、この事業は平成 31 年度も継続して実施する予定で、本市独自の特典も計画しております。自分自身の健康のため、市民の皆様にも積極的に取り組んでいただけたらと思います。また、事業を通じて市民の行動変容につながるような事業にしていきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がありましたが、質問、意見がございましたらお願いします。

(委員)

すごく良い動機付けになると思いますが、目標はどんな目標でもよいのでしょうか。ごく簡単に達成可能な目標や、すでに達成していることかもしれませんが、市で受付けたとき精査するのでしょうか。

(事務局)

目標については、各自無理のないような設定をしていただければ良いということになっており、申し出主義ということで内容の精査までは行わない予定です。

(委員)

ありがとうございます。何か現物での特典があれば頑張れる人もいると思うので、良い生活習慣が身につけば良い事業だと思います。私も取り組みたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他に御質問等ございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、質疑を終結したいと思います。議事はすべて終了いたしました。他に全体を通して御意見はありませんか。

(委員)

生活保護受給者に対してジェネリック医薬品を処方するということで、市にはその報告を行っていますが、結果はチェックしていますか。

(事務局)

この方針は国の方針ですが、結果のチェックについてはこの場に担当がおりませんので、後ほど回答させていただきます。

(委員)

生活保護受給者以外でも先発医薬品を希望する方が多いのですが、そういう方への対応を考えていますか。

(事務局)

市の国保では、20歳以上の方でジェネリック医薬品を使用すれば、100円以上金額が安くなる方に通知をし、ジェネリック医薬品の使用促進を図っています。国保の補助金に影響する保険者努力支援制度のメニューの中でも、ジェネリック医薬品の使用割合を上げることはポイントが高いことから、今後とも取り組んで行きたいと思います。

(会長)

他に何かございますか。

(意見なし)

ないようですので、本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項等がありますか。

(事務局)

次回の運営協議会について、今年度については、今のところ予定はございませんが、何か御意見をいただくような案件があった場合には、御案内させていただきますので御審議をいただきますようお願いいたします。

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。